

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の
発生の防止に関する 指導要綱 で定める様式集

平成29年7月

千葉県環境局
資源循環部
産業廃棄物指導課

この様式は、千葉県産業廃棄物指導課のホームページ
http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/formdw_top.html
の【2. 土砂条例指導要綱で定める様式集】からダウンロードできます。

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
指導要綱で定める様式集

NO	様式NO	様式名称
1	様式第1号	特定事業許可事前協議書
2	様式第1号の2	特定事業変更許可事前協議書
3	様式第1号の3	特定事業譲受け許可事前協議書
4	様式第2号	土地使用承諾書（特定事業区域）
5	様式第2号の2	特定事業施工承諾書
6	様式第2号の3	土地利用承諾書（特定事業区域を除く）
7	様式第3号	特定事業隣接同意書
8	様式第5号	特定事業（変更・譲受け）許可事前協議取下書
9	様式第6号	審査指示事項調整済回答書
10	様式第8号	特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更協議書
11	様式第9号	特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更届出書（軽微変更）
12	様式第10号	関係地域特定事業説明会等実施状況報告書
13	様式第11号	特定事業説明会等計画書
14		現場責任者説明事項
15		特定事業許可事前協議書提出書類一覧
16		特定事業譲受け許可事前協議書提出書類一覧

年 月 日

特定事業許可事前協議書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第9条の規定により、特定事業の計画について関係書類及び図面を添えて協議します。

- 1 特定事業の目的 （埋立て 盛土 たい積）
- 2 特定事業区域の位置 千葉市 区 町 番地（他 筆）
- 3 特定事業区域の面積（実測） m^2
- 4 特定事業場の面積（実測） m^2
- 5 特定事業区域の土地の内訳

土地の表示		地 目		面 積		土地所有者の住所・氏名	区 域 区 分
町 名	地 番	地 目 (公簿)	現 況	地 積 (公簿)	実 測		
				m^2	m^2		
合		筆		m^2 (公簿) m^2 (実測)			

6 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地の内訳

土地の表示		地 目		面 積		土地所有者の住・氏名	区 域 区 分
町 名	地 番	地 目 (公簿)	現 況	地 積 (公簿)	実 測		
				m^2	m^2		
合 計		筆		m^2 (公簿) m^2 (実測)			

事業概要	
特定事業に使用される土砂等の量	m ³ (一時たい積特定事業にあつては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量)
特定事業の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業に使用される土砂等の発生場所	
特定事業に使用される土砂等の区分	
特定事業に使用される1日の搬入車両台数及び量	
特定事業に使用される機械の種類及び台数	
跡地利利用計画	
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置	
関係書類等の縦覧場所	

添付書類

- (1) 住民票の写し(法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)及び協議書に押印した印鑑登録証明書
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図(両図とも縮尺2,500分の1程度)
- (3) 土砂等の搬入(搬出)経路図(縮尺2,500分の1程度)
- (4) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。)(縮尺250分の1~500分の1程度)
- (5) 現場事務所(土砂等の搬入(一時たい積特定事業である場合にあつては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。)その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図(縮尺250分の1~500分の1程度)
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 現場責任者であることを証する書面
- (8) 現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (9) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに規則第4条第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書。ただし、一時たい積特定事業で特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図(縮尺20分の1~50分の1程度)
- (10) 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

- (11) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面（縮尺2，500分の1程度）、排水計画図（縮尺500分の1程度）、構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）及び第6条の規定による計算書
- (12) 一時たい積特定事業である場合にあっては、特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに区分するために必要な措置（図面にあっては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (13) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した書面
- (14) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺20分の1～50分の1程度）及び構造計算書
- (15) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（図面にあっては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (16) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書（一時たい積特定事業にあっては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書）
- (17) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図（縮尺250分の1程度）
- (18) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (19) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (20) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (21) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (22) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (23) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (24) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (25) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (26) その他市長が必要と認める書類及び図面

なお、特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、(9)、(10)、(12)及び(15)の添付書類は除く。

年 月 日

特定事業変更許可事前協議書

(あて先) 千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名



(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

年 月 日付け千葉市指令 第 号で許可を受けた事項について変更したい
ので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第9条
の規定により、特定事業の計画変更について関係書類及び図面を添えて協議します。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項 の 内 容		
変更の理由		

添付書類：次に掲げる図書類のうち添付してある書類及び図面には○印を付すること

- (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図とも縮尺2，500分の1程度）
- (2) 土砂等の搬入（搬出）経路図（縮尺2，500分の1程度）
- (3) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）（縮尺250分の1～500分の1程度）
- (4) 現場事務所（土砂等の搬入（一時たい積特定事業である場合にあつては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。）その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図（縮尺250分の1～500分の1程度）
- (5) 現場責任者の氏名及び職名
- (6) 現場責任者であることを証する書面
- (7) 現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (8) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに規則第4条第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書。ただし、一時たい積特定事業で特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）
- (9) 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (10) 排水施設を設置する場合にあつては、集水区域を示す図面（縮尺2，500分の1程度）、排水計画図（縮尺500分の1程度）、構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）及び第7条の規定による計算書
- (11) 一時たい積特定事業である場合にあつては、特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに区分するために必要な措置（図面にあつては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (12) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した書面
- (13) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺20分の1～50分の1程度）及び構造計算書
- (14) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（図面にあつては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (15) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書（一時たい積特定事業にあつては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書）
- (16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図（縮尺250分の1程度）
- (17) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (18) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (19) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (20) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (21) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (22) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (23) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (24) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (25) その他市長が必要と認める書類及び図面

なお、特定事業が小規模埋立て等である場合にあつては、(8)、(9)、(11)及び(14)の添付書類は除く。

年 月 日

特定事業譲受け許可事前協議書

(あて先) 千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第9条の規定により、特定事業の全部を譲り受けたいので、関係書類及び図面を添えて協議します。

- 1 特定事業の許可及び
特定事業区域の位置

年 月 日 千葉市指令 第 号
許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
位 置
- 2 譲受けの相手方の
氏名及び住所

住 所
氏 名
(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
- 3 現場責任者の
氏名及び職名
- 4 譲受けの理由

添付書類

- (1) 住民票の写し（法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び協議書に押印した印鑑登録証明書
- (2) 譲り受けをすることを示す書面
- (3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図ともに縮尺2, 500分の1程度）
- (4) 特定事業（許可、変更許可、譲受け許可）決定通知書の写し
- (5) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (6) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (8) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (9) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (10) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (11) 現場責任者であることを証する書面、住民票の写し及び本人の写真
- (12) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (13) その他市長が必要と認める書類及び図面

年 月 日

土 地 使 用 承 諾 書

(特定事業予定者)

_____ 様

土地所有者
住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

特定事業の実施について、特定事業を施工する土地として承諾します。

記

- 1 特定事業予定者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 土地の承諾期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 特定事業区域の土地の一覧

土 地 の 表 示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
町 名	地 番			
			m ²	
合 計			筆	m ² (実測)

注：土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

年 月 日

特 定 事 業 施 工 承 諾 書

(特定事業予定者)

_____ 様

特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者

住 所

氏 名



(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特定事業の実施について、特定事業を施工する土地として承諾します。

記

1 特定事業予定者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

2 特定事業区域の位置

3 土地の承諾期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 特定事業区域の土地の一覧

土 地 の 表 示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
町 名	地 番			
			m ²	
合 計		筆 m ² (実測)		

注：土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載するとともに、特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の種類を記載すること。

年 月 日

土 地 利 用 承 諾 書

(特定事業予定者)

_____ 様

土地所有者

住 所

氏 名



(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特定事業の実施について、特定事業に供する施設の土地として利用することに承諾します。

記

- 1 特定事業予定者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 土地の承諾期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地の一覧

土 地 の 表 示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
町 名	地 番			
			m ²	
合 計		筆 m ² (実測)		

注：土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

年 月 日

特 定 事 業 隣 接 同 意 書

(特定事業予定者)

_____ 様

隣接（土地所有者・耕作者）

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあっては、主たる事業所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

特定事業の実施について、事業計画に基づき施工することを同意します。

記

- 1 特定事業予定者の氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 特定事業場に隣接する土地の一覧

土 地 の 表 示		地 目	現 況	面 積 (公 簿)	備 考
町 名	地 番				
				m ²	

年 月 日

特定事業（変更・譲受け）許可事前協議取下書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第12条第1項の規定により 年 月 日 千 第 号付け特定事業（変更・譲受け）許可事前協議書は、取り下げいたします。

年 月 日

審 査 指 示 事 項 調 整 済 回 答 書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第11条第1項の規定による審査指示書（ 年 月 日 千 第 号）により指示のあったことについて別紙のとおり回答します。

年 月 日

特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更協議書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名



（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

年 月 日付け提出の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議書について変更したので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第15条第1項の規定により、特定事業の計画変更について関係書類及び図面を添えて次のとおり協議します。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項 の 内 容		
変更の理由		

添付書類：次に掲げる図書類のうち添付してある書類及び図面には○印を付すること

- (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図とも縮尺2，500分の1程度）
- (2) 土砂等の搬入（搬出）経路図（縮尺2，500分の1程度）
- (3) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）（縮尺250分の1～500分の1程度）
- (4) 現場事務所（土砂等の搬入（一時たい積特定事業である場合にあつては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。）その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図（縮尺250分の1～500分の1程度）
- (5) 現場責任者の氏名及び職名
- (6) 現場責任者であることを証する書面
- (7) 現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (8) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに規則第4条第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書。ただし、一時たい積特定事業で特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）
- (9) 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (10) 排水施設を設置する場合にあつては、集水区域を示す図面（縮尺2，500分の1程度）、排水計画図（縮尺500分の1程度）、構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）及び第7条の規定による計算書
- (11) 一時たい積特定事業である場合にあつては、特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに区分するために必要な措置（図面にあつては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (12) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (13) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺20分の1～50分の1程度）及び構造計算書
- (14) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（図面にあつては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (15) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書（一時たい積特定事業にあつては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書）
- (16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図（縮尺250分の1程度）
- (17) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (18) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (19) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (20) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）又は規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (21) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (22) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (23) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (24) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (25) その他市長が必要と認める書類及び図面

なお、特定事業が小規模埋立て等である場合にあつては、(8)、(9)、(11)及び(14)の添付書類は除く。

年 月 日

特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更届出書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

年 月 日付け提出の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議書について変更したので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する指導要綱第15条第1項の規定により届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項 の 内 容		
変更の理由		

年 月 日

関係地域特定事業説明会等実施状況報告書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第5条第5項の規定により届け出ます。

関係地域住民に対する説明会 （第5条）	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	出席者の状況	地域住民 説明者
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答等について記載する。（開催できなかった場合は、対応状況を記載する。）

特定事業説明会等計画書

説明会の開催案内 及び事前周知方法	・個別配布 ・自治会内の回覧 ・郵送 ・その他（ ）
説明会の開催方法	・自主開催 ・自治会への依頼 ・その他（ ）
開催予定日時	年 月 日 時から 時まで
開催予定場所	
説明対象者	町名（ ）世帯 町名（ ）世帯 町名（ ）世帯 （合計 世帯）
説明内容	特定事業の計画の概要 地域の環境保全上の留意点

現場責任者説明事項

(ふ り が な)	
氏 名	
所 属 ・ 職 名	
現場責任者であることを 証 する 書 面 ※	別添のとおり
住 民 票	別添のとおり
<p style="text-align: center;">写 真</p> <p>(3か月以内に撮影した 肩から上の顔写真で、 帽子、マスク、サングラ ス等を着用せずに撮影 したカラー写真)</p> <p>大きさ；縦3.0 cm 横2.5 cm</p>	写 真 貼 付

※ 現場責任者であることを証する書面

申請者（個人）と現場責任者が同一の場合 ； 不要

申請者（法人）の社員等が現場責任者の場合 ； 社員証、健康保険証等

申請者と現場責任者が異なる場合

； 施工契約書、施工依頼書の写し

（請負会社の社員等の場合は、社員証等を加える）

特定事業許可事前協議書提出書類一覧

No	提出書類		特定事業		特定事業 (一時たい積 特定事業)		様式番号
			小規模 以外※ ¹	小規模 ※ ¹	小規模 以外※ ¹	小規模 ※ ¹	
	特定事業許可事前協議書		○	○	○	○	(要綱) 様式第1号
	委任状		△	△	△	△	
1	住民票の写し※ ² (法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書) 及び印鑑登録証明書		○	○	○	○	
2	特定事業場の位置図及び付近の見取図 (2,500分の1程度)		○	○	○	○	
3	搬入経路図 (2,500分の1程度)		○	○	/	/	
4	搬入・搬出経路図 (2,500分の1程度)		/	/	○	○	
5	特定事業の施工前後の構造が確認できる特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(250分の1～500分の1程度)		○	○	/	/	
6	特定事業の施工中、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できる特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図 (250分の1～500分の1程度)		/	/	○	○	
7	現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図(250分の1～500分の1程度)		○	○	○	○	
8	現場責任者の氏名及び職名、現場責任者であることを証する書面、住民票の写し※ ² 及び写真		○	○	○	○	「現場責任者 説明事項」
9	表土の採取地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書		○	/	/	/	(規則) 様式第4号 (規則) 様式第5号
10	表土とたい積土砂等が遮断される構造でない場合	表土の採取地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書	/	/	□	/	(規則) 様式第4号 (規則) 様式第5号
	表土とたい積土砂等が遮断される構造である場合	遮断されていることを示す構造図(20分の1～50分の1程度)	/	/	□	/	
11	特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置(水質検査用施設設置個所の表示)		○	/	○	/	
12	排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面(2,500分の1程度)、排水計画図(500分の1程度)、構造図(20分の1～50分の1程度)及び第7条の規定による計算書		△	△	△	△	
13	土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置(20分の1～50分の1程度)		/	/	○	/	
14	安定計算を行った場合には、その書面		△	△	△	△	
15	擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図、背面図(20分の1～50分の1程度)及び構造計算書(背面図は擁壁の裏面の構造が判明できること。)		△	△	△	△	

16	施工中に区域外への土砂等の崩落、飛散等による災害の発生を防止するための必要な措置(図面にあつては 20 分の 1～50 分の 1 程度)	○	△	△	△	
17	特定事業に使用される土砂等の量の計算書	○	○	△	△	
18	たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書	△	△	○	○	
19	特定事業場及び特定事業区域の実測図(求積図・求積表)(250 分の 1 程度)	○	○	○	○	
20	特定事業場及び特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し(公図の写しは、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)	○	○	○	○	
21	特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し(公図の写しは、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)	○	○	○	○	
22	特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、特定事業区域内土地使用同意書若しくは特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書若しくは特定事業区域(小規模)土地使用同意書若しくは特定事業(小規模一時たい積)区域内土地使用同意書及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は承諾書若しくは契約書の写し	△	△	△	△	(規則)様式第 2 号の 2 (規則)様式第 2 号の 3 (規則)様式第 2 号の 4 (規則)様式第 2 号の 5 (要綱)様式第 2 号
23	特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利者がいる場合にあつては、特定事業区域内施工同意書及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書の写し	△	△	△	△	(規則)様式第 2 号の 7 (要綱)様式第 2 号の 2
24	特定事業場(特定事業区域を除く。)の土地が自己所有でない場合にあつては、特定事業場(特定事業区域を除く)内土地利用同意書及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し	△	△	△	△	(規則)様式第 2 号の 6 (要綱)様式第 2 号の 3
25	特定事業場の隣接土地所有者(農地の場合は、耕作者を含む。)の同意書	○	○	○	○	(要綱)様式第 3 号
26	第 5 条に規定する説明会の開催に関する計画書	○	○	○	○	(要綱)様式第 1 1 号
27	湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面、さらに沈砂池(調整池)等の施設が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面	△	△	△	△	

注 1 小規模以外：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 3,000 m²以上の特定事業

小規模：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 300 m²以上 3,000 m²未満の特定事業

注 2 特定事業欄中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は選択を示す。

特定事業譲受け許可事前協議書提出書類一覧

No	提出書類	特定事業		特定事業 (一時たい積特定事業)		様式番号
		小規模 以外※ ¹	小規模 ※ ¹	小規模 以外※ ¹	小規模 ※ ¹	
	特定事業譲受け許可事前協議書	○	○	○	○	(要綱) 様式第1号の3
	委任状	△	△	△	△	
1	住民票の写し※ ² (法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書) 及び印鑑登録証明書	○	○	○	○	
2	譲受けの相手方と特定事業者間において譲り受けをすることを示す書面	○	○	○	○	
3	特定事業場の位置図及び付近の見取図 (2,500分の1程度)	○	○	○	○	
4	譲受けの相手方が受けている特定事業 (許可、変更許可、譲受け許可) 決定通知書の写し	○	○	○	○	
5	特定事業場及び特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し (公図の写しは、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)	○	○	○	○	
6	特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (公図の写しは、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)	○	○	○	○	
7	特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、特定事業区域内土地使用同意書若しくは特定事業 (一時たい積特定事業) 区域内土地使用同意書若しくは特定事業区域内 (小規模) 土地使用同意書若しくは特定事業 (小規模一時たい積) 区域内土地使用同意書及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は承諾書若しくは契約書の写し	△	△	△	△	(規則) 様式第2号の2 (規則) 様式第2号の3 (規則) 様式第2号の4 (規則) 様式第2号の5 (要綱) 様式第2号
8	特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利者がいる場合にあつては、は特定事業区域内施工同意書及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又特定事業施工承諾書の写し	△	△	△	△	(規則) 様式第2号の7 (要綱) 様式第2号の2
9	特定事業場 (特定事業区域を除く。) の土地が自己所有でない場合にあつては、特定事業場 (特定事業区域を除く) 内土地利用同意書及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し	△	△	△	△	(規則) 様式第2号の6 (要綱) 様式第2号の3
10	特定事業場の隣接土地所有者 (農地の場合は、耕作者を含む。) の同意書	○	○	○	○	(要綱) 様式第3号
11	現場責任者の氏名及び職名、現場責任者であることを証する書面、住民票※ ² の写し及び写真	○	○	○	○	「現場責任者 説明事項」
12	第5条に規定する説明会の開催に関する計画書	○	○	○	○	(要綱) 様式第11号

注1 小規模以外：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上の特定事業

小規模：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300㎡以上3,000㎡未満の特定事業

注2 特定事業欄中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は選択を示す。